

大和市告示第2号

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年1月11日

大和市長 大 木 哲

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市農業振興対策補助金交付要綱（平成20年大和市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「規則」という。」を削る。

第2条中「等」を削る。

第3条第1項中「前条により採択された」を削り、同項中「区分により」を「区分に応じた」に改め、同条第2項中「とおりの」を「区分に応じて規定する書類」に改める。

第4条第1項中「規則第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者」を「補助事業者」に改める。

第5条中「補助金の交付を受けた者」を「補助事業者」に改める。

別表第1被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の項補助対象の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>1 平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成30年台風第24号）（平成30年11月22日付け30経営第1853号農林水産省経営局長通知。以下「通知」という。）別紙5（1）及び（2）の規定により読み替えて適用する経営体育成支援事業要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記2第1の2（1）イ（ア）に掲げる施設であって、別記2第1の2（1）イ（イ）の要件を満たすものの修繕、取得等（以下「修繕等」という。）に要する経費（以下「修繕等対象経費」という。）</p> <p>2 通知別紙5（3）に規定する被災施設等の撤去（以下「撤去」という。）に要する経費（以下「撤去対象経費」という。）</p> |
|--|

別表第1 被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の項採択基準の欄中「平成26年2月8日以後に着手するもの」を「平成30年9月29日以降の取組」に改める。

別表第2 被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の項補助率等の欄を次のように改める。

- 1 修繕等については、国実施要綱別記2第3の1(1)イの規定により算定した助成金の額に、修繕等対象経費に10分の4を乗じて得た額を加算した額の範囲内で、市長が必要と認める額
- 2 撤去については、通知別紙5(3)②の規定により算定した助成金の額に、次に掲げる額のいずれか低い方の額に10分の4を乗じて得た額を加算した額の範囲内で、市長が必要と認める額
 - (1) 通知別紙5(3)②イの助成単価表の種類に応じた助成単価に、対象となる被災施設等の面積を乗じて得た額
 - (2) 撤去対象経費

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。